平成２７年度宮城県住宅供給公社
グリーン購入の推進に関する計画

平成２７年５月

平成 27 年度宮城県住宅供給公社
グリーン購入の推進に関する計画について

１　目的

この計画は，「グリーン購入促進条例」（平成 18 年宮城県条例第 22 号）第 11 条第１項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により，平成 27 年度における特定調達物品等の調達に関する事項等について定めたものです。

２　定義

(1) 「環境物品等」とは，「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下，「グリーン購入法」という。）第２条第１項に規定する環境物品等をいい，具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

イ　再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成５年法律第 91 号）第２条第１項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

ロ　環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること，使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと，使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により，環境への負荷の低減に資する製品

ハ　環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 「特定調達品目」とは，重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいいます。

(3) 「特定調達物品」とは，特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。

(4) 「物品の調達」には，購入の他，リース又はレンタル契約による調達も含みます。

３　特定調達品目と調達目標

特定調達品目とそれぞれの調達目標は別表１のとおりです。

４　特定調達物品の選択・確認方法

特定調達品目の判断の基準とその選択・確認方法は別表２のとおりです。

５　特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は，環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため，環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし，調達においては，「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき，県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

６　特定調達物品の調達実績の公表

特定調達物品の調達実績は，環境政策課ホームページ等で公表します。

別　表　１

品目分類	物品番号	特定調達品目	単位	調達目標
紙類	1	コピー用紙	枚	９９％
	2	インクジェットカラープリンター用 塗工紙	枚	９０％
	3	トイレットペーパー	巻	９０％
文具類	4	シャープペンシル	本	９０％
	5	シャープペンシル替芯	ケース	
	6	ボールペン	本	
	7	マーキングペン	本	
	8	マーキングペン詰替用インク	本	-
	9	鉛筆	本	９０％
	10	ホワイトボード用マーカー	本	
	11	ゴム印	個	
	12	消しゴム	個	
	13	事務用修正具（テープ）	個	
	14	事務用修正具詰替用テープ	個	-
	15	クラフトテープ	巻	９０％
	16	粘着テープ（布粘着）	巻	
	17	製本テープ	巻	
	18	ＯＡクリーナー（ウエットタイプ）	個	
	19	ＯＡクリーナー（ウエットタイプ）詰替用	個	
	20	のり（液状）	本	９０％
	21	のり（液状）補充用	本	-
	22	のり（固形用）	本	９０％
	23	ファイル（プラスチック製）	冊	
	24	ファイル（紙製）	冊	
	25	つづりひも	束	
	26	事務封筒（紙製）	枚	
	27	ノート	冊	
	28	タックラベル（ワープロ・プリンターラベル）	冊	
	29	インデックス	袋	
	30	付箋紙	個	
	31	クリアフォルダー	枚	
	32	セロハンテープ	巻	
	33	両面粘着紙テープ	巻	
ＯＡ機器	34	一次電池又は小型充電式電池	個	９０％

別　表　２

１　判断の基準

本基準を満たすものが「グリーン購入促進条例」第10条第２項に規定する特定調達物品等として，毎年度の調達目標の設定の対象となる。

本計画で定められた特定調達物品は，原則としてグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針※」（平成26年２月４日閣議決定）で規定された「判断の基準」を準用するものとする。

なお，以下「３　選択方法」のうち，カタログや環境ラベル等の情報から容易に判断の基準に該当する品目を選択できると考えられる場合は，判断の基準に関する記述を省略する。

※参照URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

２　配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが，特定調達物品等を調達するに当たって，さらに配慮することが望ましい事項。

本計画で定められた特定調達物品は，原則としてグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成26年２月４日閣議決定）で規定された「配慮事項」を準用する。

３　選択・確認方法

以下の方法を参考に購入する。

＜役務及び公共工事以外の品目＞

以下フローを参照するとともに，品目ごとに定められた方法に従い購入する。なお，調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は優先して調達する。

＜役務＞

事業ごとの特性，必要とされる強度や耐久性，機能の確保，コスト等に留意しつつ，原則調達する。ただし，必要とされる機能や性能等を有する物品で，本計画の判断基準を満たす物品が市場にない場合や，県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品の調達が困難な場合はこの限りではない。

＜公共工事＞

工事目的物の要求品質，調達資材等の流通状況，工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で，別表１の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は，**使用できる箇所で原則調達**する。

ただし，必要とされる機能や性能等を有する物品で，本計画の判断基準を満たす物品が市場にない場合や，県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品の調達が困難な場合はこの限りではない。

また，調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は，価格，品質及び流通量等を総合的に判断し，利用が可能な場合は優先して調達する。

なお，宮城県グリーン製品の中には特定調達品目の判断の基準に適合していないものもあるが，当該製品の調達は特定調達物品とみなす。

＜参考＞特定調達物品を調達する際に参考となる主な環境ラベル等一覧表

制度の名称	マークの図柄	制度の運営主体	マークがつけられている商品の品目分類等
エコマーク		公益財団法人 日本環境協会	様々な分野の製品
グリーンマーク		公益財団法人 古紙再生促進センター	紙類 （トイレットペーパー，コピー用紙等）
国際エネルギースターマーク		経済産業省	ＯＡ機器（コピー機，複写機，プリンタ，ディスプレイ，ファクシミリ，スキャナ等）
省エネラベリング制度		経済産業省	ＯＡ機器（電子計算機，磁気ディスク装置），家電製品，エアコンディショナー等，温水器等，照明
省エネ統一ラベル	（原則☆☆☆☆以上）	経済産業省	家電製品，エアコンディショナー等
ＰＥＴボトルリサイクル推奨マーク		ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会	ＰＥＴボトルリサイクル製品 （制服・作業服等，インテリア・寝装寝具，その他繊維製品）
間伐材マーク		全国森林組合連合会	間伐材製品 （オフィス家具，資材等）
宮城県グリーン製品		宮城県	紙類（トイレットペーパー），オフィス家具類，公共工事

備考　各企業等のホームページやカタログ等で，これらのマークが付されている商品を検索することができます。
　また，上記に掲載されていない環境ラベルで，特定調達物品を購入する際に参考となるものも多数あります。環境ラベルの詳細については，以下ホームページ（環境ラベル等データベース）を参照願います。
　参考 URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html

1　紙類

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【情報用紙】		
コピー用紙 **フォーム用紙** **インクジェットカラープリンター用塗工紙**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク ちきゅうにやさしい　グリーンマーク　R100 古紙パルプ配合率100％再生紙を使用 ● 環境に配慮したバージンパルプが使用されているものを選ぶときに参考になるマーク FSC FSC Trademark© 1996 Forest Stewardship Council A.C.　PEFC PEFC/01-44-02
【印刷用紙】		
塗工されていない印刷用紙 **塗工されている印刷用紙**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
【衛生用紙】		
トイレットペーパー	1　国の規定に準じる。 2　宮城県グリーン製品を優先的に購入する。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク ちきゅうにやさしい　グリーンマーク　R100 古紙パルプ配合率100％再生紙を使用 ● 宮城県グリーン製品を選ぶときに参考になるマーク 宮城県グリーン製品
ティッシュペーパー	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク ちきゅうにやさしい　グリーンマーク　R100 古紙パルプ配合率100％再生紙を使用

２　印刷物

【判断の基準】
＜共通事項＞
１　印刷・情報用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし，冊子形状のものについては表紙を除くものとし，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
２　表１に示されたＢ，Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし，印刷物の用途・目的から使用する場合は，使用部位，廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
３　印刷物のリサイクル適性を表示すること。
４　印刷の各工程において，表２に示された環境配慮のための措置が講じられていること。
＜個別事項＞
１　オフセット印刷
　ア　植物由来の油を含有したインキであって，かつ，芳香族成分が１％未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
　イ　インキの化学安全性が確認されていること。
２　デジタル印刷
　ア　電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては，トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（トナーカートリッジ参照）を満たすトナーが使用されていること。
　イ　電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては，トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】
１　印刷物の用途及び目的を踏まえ，可能な限り軽量化されていること。
２　デジタル化の推進等（ＤＴＰ，ＣＴＰ，ＤＤＣＰ方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
３　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）化合物の発生抑制に配慮されていること。
４　インキ缶やインク，トナー等の容器，感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
５　印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
６　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
７　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は，紙製の報告書類，ポスター，チラシ，パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし，文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし，他の品目として調達する場合にあっても，可能な限り本稿の判断の基準を満たすよう努めること。
２　「オフセット印刷」とは，印刷版の印刷インキを転写体に転移し，さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
３　「デジタル印刷」とは，無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
４　判断の基準＜共通事項＞２及び３の印刷物リサイクル適性の表示等については，古紙再生促進センター作成，日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし，使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には，適用しないものとする。
５　判断の基準＜共通事項＞３の「リサイクル適正の表示」は次の表現とすること。ただし，長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については，適用しないものとする。なお，古紙リサイクル適正表示ランク及び表示方法については，「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ，適切に見直しを行うものとする。
　ア　Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
　イ　ＡまたはＢランクの材料のみを使用する場合（アの場合を除く）は「板紙にリサイクルできます」
　ウ　ＣまたはＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
６　「植物由来の油を含有したインキ」とは，インキの種類ごとの植物由来の油含有量比率が下表の要件を満足するものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンフィートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ （ただし，金，銀，パール，白インキ）	20%以上 （10%以上）
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種ＵＶインキ	7%以上

７　「芳香族成分」とは，JIS K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
８　判断の基準＜共通事項４＞及び配慮事項２，３，４，５については，日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（ＧＰ）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
９　判断の基準＜個別事項＞１イの「化学安全性」とは，次のア及びウを満たすことをいう。また，判断の基準＜個別事項＞２イの「化学安全性」とは，次のア又はイのいずれかを満たし，かつ，ウを満たすことをいう。
　ア　印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年９月１日改定）に適合していること。
　イ　特定の化学物質（鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については，JIS C0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
　ウ　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること）。
10　調達を行う各機関は，印刷物の必要な部数・量を適正に見積り，過大な発注とならないよう努めること。
11　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月 15 日）」に準拠して行うものとする。
　ただし，平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない。	紙へのリサイクルには阻害となるが，板紙へのリサイクルには阻害とならない。	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害になる。	微量の混入でも除去することが出来ないため，紙，板紙へのリサイクルが不可能になる。
①　紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	―	―	―
	【加工紙】 抄色紙★（Ａ）/ファンシーペーパー★（Ａ）/樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙★（Ｂ）/ファンシーペーパー★（Ｂ）/ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/グラシンペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙★（Ｃ）/ファンシーペーパー★（Ｃ）/樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）/硫酸紙/ターポリン紙/ロウ紙/セロハン/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙/昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ/平版インキ（オフセットインキ）/溶解型グラビアインキ/溶解型フレキソインキ/スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ/水性フレキソインキ	―	―
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア用金・銀インキ/OCR UVインキ/EBインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	―	―	―
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金/ホッチキス等/（難細裂化EVA系ホットメルト☆/PUR系ホットメルト☆/水溶性のり	【製本加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス，紙クロス）	―
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き，プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）/UVコート,UVラミコート/箔押し	―	―
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全難解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	―
④ その他	―	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石/ガラス/金物（製本用ホッチキス，針金等除く）/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材（石こうボード等）/不織布/粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤，香水，口紅等）

注１　☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト，PUR 系ホットメルト，リサイクル対応型 UV インキ，リサイクル対応型シール，リサイクル対応型ドライトナー）は，日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注２　★印の資材（抄色紙，ファンシーペーパー）は，環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適を確認すること。

表２　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項　　目	基　　準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において，廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては，VOC 処理装置を設置し，適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙，残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用，未使用時の電源切断など，省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙，残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙，残紙，残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓，ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考　１　本基準は，印刷役務の元請，下請を問わず，印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし，オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

２　製版工程においては，「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

３　製版工程の「銀の回収」とは，銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者，廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお，廃液及び製版フィルムからの銀の回収は，技術的に不可能な場合を除き，，実施しなければならない。

４　刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（品質の低下を伴わず，同じ製品に再生するリサイクルを含む）は，技術的に不可能な場合を除き，実施しなければならない。

５ オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」，デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については，当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

６　デジタル印刷工程，表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には，製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

３　文具類

文具類共通の判断の基準・配慮事項

【判断の基準】

金属を除く主要材料が，プラスチックの場合は１，木質の場合は２，紙の場合は３の要件を満たすこと。また，主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は２，紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は３ロの要件をそれぞれ満たすこと。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

１　再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。
２　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること，又は，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
３　次の要件を満たすこと。
　ア　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
　イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製
　造されたバージンパルプには適用しない。

【配慮事項】

１　古紙パルプ配合率，再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
２　使用される塗料は，有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
３　材料に木質が含まれる場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
４　材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
５　製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注）　文具類に定める特定調達品目については，共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし，個別の特定調達品目について判断の基準を定めているものについては，上記の判断の基準に代えて，当該品目について定める判断の基準を適用する。また，適用箇所を定めているものについては，適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
シャープペンシル	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
シャープペンシル替芯	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
ボールペン **マーキングペン**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
マーキングペン詰替用インク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

鉛筆	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
デスクペン★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　以下の環境ラベルを参考に購入する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
デスクペン用スペアインク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ホワイトボード用マーカー★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
ホワイトボード用マーカー詰替用インク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
スタンプ台 **朱肉** **印章セット** **印箱** **公印** **ゴム印** **回転ゴム印** **定規** **トレー**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
消しゴム	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用	上記に同じ
ステープラー **ステープラー（汎用型以外）** **ステープラー針リムーバー** **連射式クリップ(本体)** **事務用修正具(テープ)**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
事務用修正具詰替用テープ★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
事務用修正具（液状）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

<table>
<tr><td>クラフトテープ</td><td rowspan="3">国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</td><td rowspan="3">P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。</td></tr>
<tr><td>粘着テープ（布粘着）</td></tr>
<tr><td>両面粘着紙テープ</td></tr>
<tr><td>製本テープ</td><td>国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

※判断の基準はテープ基材に適用</td><td>上記に同じ</td></tr>
<tr><td>セロハンテープ★</td><td>「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項にに準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</td><td>① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する
② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。</td></tr>
<tr><td>ブックスタンド</td><td rowspan="9">国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</td><td rowspan="9">P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。</td></tr>
<tr><td>ペンスタンド</td></tr>
<tr><td>クリップケース</td></tr>
<tr><td>はさみ</td></tr>
<tr><td>マグネット（玉）</td></tr>
<tr><td>マグネット（バー）</td></tr>
<tr><td>テープカッター</td></tr>
<tr><td>パンチ（手動）</td></tr>
<tr><td>モルトケース（紙めくり用スポンジケース）</td></tr>
<tr><td>紙めくりクリーム</td><td>国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

※判断の基準は容器に適用</td><td>上記に同じ</td></tr>
<tr><td>鉛筆削（手動）</td><td>国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</td><td>上記に同じ</td></tr>
<tr><td>ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）</td><td>国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

※判断の基準は容器に適用</td><td>上記に同じ</td></tr>
<tr><td>ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）詰替用★</td><td>【判断の基準】
使用する本体の詰替用であること。
【配慮事項】
容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。</td><td>① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する
② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。</td></tr>
<tr><td>ＯＡクリーナー（液タイプ）</td><td>国の規定に準じる。

＜参照URL＞
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

※判断の基準は容器に適用</td><td>P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。</td></tr>
</table>

ダストブロワー	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
レターケース		
メディアケース		
マウスパッド		
ＯＡフィルター（枠あり）		
丸刃式紙裁断機		
カッターナイフ		
カッティングマット		
デスクマット		
ＯＨＰフィルム		
絵筆		
絵の具	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
墨汁	上記に同じ	上記に同じ
のり（液状）（補充用を含む）		
のり（澱粉のり）（補充用を含む）		
のり（固形）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器・ケースに適用	上記に同じ
のり（固形）詰替用★	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
のり（テープ）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器・ケースに適用	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
のり（テープ）詰替用★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断の基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ファイル（プラスチック製）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html 国の規定に準じる。	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
ファイル（紙製）		
バインダー		
ファイリング用品		
アルバム		
つづりひも		
カードケース		
チャック付きケース★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

事務封筒（紙製） **窓付き封筒（紙製）**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
図袋★ **保存袋★**	**【判断の基準】** 古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 **【配慮事項】** バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	P10のフローのうち，①，③及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
けい紙・起案用紙 **ノート** **パンチラベル** **タックラベル(ワープロ・プリンターラベル)** **インデックス** **付箋紙** **付箋フィルム** **黒板拭き** **ホワイトボード用イレーザー** **額縁** **ごみ箱** **リサイクルボックス** **缶・ボトルつぶし機（手動）** **名札（机上用）**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
名札（衣服取付型・首下げ型）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html **※「職員の名札着用要綱」（平成11年１月５日付け人第414総務部長通知）で定める名札を除く。**	上記に同じ
鍵かけ（フックを含む。）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
テープカートリッジ★	国の規定のうち，「文具類共通」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ

クリアホルダー★	**【判断の基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 １　文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ２　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
メモ帳★	**【判断の基準】** １　古紙パルプ配合率 70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ２　塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/㎡以下であり，塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。 **【配慮事項】** バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	上記に同じ
チョーク	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
グラウンド用白線	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	
梱包用バンド（紙ひも，ビニールひも等）		

備考　１　国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の対象品目ではないが，宮城県独自の品目には★マークで示しています。

２　「古紙パルプ配合率」とは，国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」「２．紙類」の「(2)古紙及び古紙パルプ配合率」による。

４　オフィス家具等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
いす **机** **棚** **収納用什器（棚以外）** **ローパーティション** **傘立て** **コートハンガー** **掲示板** **黒板** **ホワイトボード**	１　国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ２　宮城県グリーン製品を優先的に購入する。	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

5　画像機器等

（１）コピー機等（コピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい ENERGY STAR

（２）プリンタ及びプリンタ複合機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい ENERGY STAR

（３）ファクシミリ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ENERGY STAR

（４）スキャナ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ENERGY STAR

（５）プロジェクタ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい

（６）カートリッジ等（トナーカートリッジ／インクカートリッジ）

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
トナーカートリッジ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
インクカートリッジ		

６　電子計算機等

（１）電子計算機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（２）磁気ディスク装置

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10 のフローのうち，②及び④を参照し，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（３）ディスプレイ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（４）記録用メディア

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

7　オフィス機器等

（１）シュレッダー

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（２）デジタル印刷機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（５）一次電池又は小形充電式電池

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，①及び②を参照する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

８　移動電話等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
携帯電話 ＰＨＳ **スマートフォン**	**【判断の基準】** １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ　機器本体を交換せずに，端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ２　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。又，表の評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については，取組内容についてウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ３　使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては，取組効果の数値が製造事業者，通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ４　回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ５　バッテリー等の消耗品について，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において修理・保管のシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ６　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 **【配慮事項】** １　製品の低電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ２　筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合，希少金属類を可能な限り減量又は代替する取組がなされていること。 ３　機器本体や消耗品以外の部品については，修理・保管のシステムがあること。 ４　筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ５　筐体又は部品（充電器含む）にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ６　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ７　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	以下の環境ラベルを参考に，商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。 モバイル・リサイクル・ネットワーク

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」及び「ＰＨＳ」とは，通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは，携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので，音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し，利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

３　「搭載機器・機能の簡素化」とは，可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

４　判断の基準２については，表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

５　判断の基準３の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。

（１）　回収のシステムにあっては，次の要件ア，イ及びウを満たすことをいう。

ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む）するルート（販売店における回収ルート，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ　回収が適切に行われるよう，移動電話本体に，リサイクル等のため，製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ　製品の包装，同梱される印刷物，本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済み移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。

（２）マテリアルリサイクルのシステムにあっては次の要件イ及びロを満たすことをいう。

ア　金属やプラスチック等の材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

イ　部品の素材情報については，廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

６　判断の基準５については，通信システムの切替時に伴い，当該機器が継続的に使用できない場合にあっては，「製品製造終了後６年以上保有」は適用しないものとする。

７　「特定の化学物質」とは，鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

８　特定の化学物質の使用については，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

９　「希少金属類」とは，昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１０　「再生プラスチック」とは，製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。

ア　調達に当たって，使用目的・業務内容を十分勘案し，必要な機器・機能を要件とすること。

イ　マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し，配慮すること。

エ　移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては，回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表　移動電話に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュースの配慮設計	製品等の省資源化（小型化，軽量化）	製品の容積や質量を，削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。又，その開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性，耐久性が維持又は向上していること。
リユースの配慮設計	共有化設計	充電器等について，リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクルの配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄，銅，アルミニウム等汎用金属類の種類を把握すること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料，部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料，部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類，グレードが可能な限り統一されていること。

9　家電製品

（１）電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気冷凍冷蔵庫）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

備考　1　定格内容積 250 リットル以下のものは，基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は統一省エネラベル☆☆でも特定調達物品とみなす。
2　定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは，平成 27 年度の 1 年間は経過措置とし，統一省エネラベル☆☆☆でも特定調達物品とみなす。

（２）電子レンジ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（３）テレビジョン受信機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（４）電気便座

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

備考　1　温水洗浄便座のうち瞬間式であって，節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては，平成 27 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし，この期間においては，統一省エネラベル☆☆☆でも特定調達物品とみなす。
2　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては，判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は，統一省エネラベル☆☆でも特定調達物品とみなす。

１０　エアコンディショナー等

（１）エアコンディショナー

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（２）ストーブ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（３）ガスヒートポンプ式冷暖房機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

11　温水器等

（１）ヒートポンプ式電気給湯器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（２）ガス温水機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（３）ガス調理機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（４）石油温水機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

12　照明

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
蛍光灯照明器具	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10 のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす
ＬＥＤ照明器具	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
蛍光ランプ（直管型：大きさ区分40形直管蛍光ランプ）	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
電球形状のランプ	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10 のフローのうち，②，③及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

13　自動車等

（１）自動車

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって，次に掲げる自動車であること。 １　電気自動車 ２　天然ガス自動車 ３　ハイブリッド自動車 ４　プラグインハイブリッド自動車 ５　燃料電池自動車 ６　水素自動車 ７　クリーンディーゼル自動車（乗車定員10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ８　乗用車・小型バス ア　ガソリン自動車 乗用車にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル自動車 小型バスにあっては，表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ９　小型貨物車 ア　ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下，「小型貨物車」という。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては，表５に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 10　重量車 ア　乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては，表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては，表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ　車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては，表８に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 11　ＬＰガス自動車 ア　乗用車にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表９に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 **【配慮事項】** １　エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ２　鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ３　資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に，希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ４　再生材が可能な限り使用されていること。 ５　アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ６　エコドライブ支援機能を搭載していること。	①　P10のフローのうち，②及び④を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は，道路運送車両法施行規則（昭和26年８月16日運輸省令第74号）第２条の普通自動車，小型自動車及び軽自動車（ただし，二輪自動車を除く。）とする。
２　ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については，当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は，本項の判断の基準に適合しないものとする。
３　「車両総重量」とは，道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
４　「希少金属類」とは，昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１ 鉱種として考慮）の金属をいう。
５　「エコドライブ支援機能」とは，最適なアクセル操作，シフトチェンジ等の運転者への支援機能，エコドライブ実施状況の表示，分析・診断等の機能，カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
６　一般公用車については，バイオエタノール混合ガソリン（E3，E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている

地域においては，積極的な利用に努めること。

7　調達を行う各機関は，行政事務の遂行にあたり，目的に合致する適当な車種がない特別な場合や，特に貨物車，重量車において，区分によっては燃費基準を満たした自動車が存在しない場合は，必ずしも本判断の基準によらず柔軟に対応するものとする。その場合にあっては，可能な限り燃費性能及び排出ガス性能の良い自動車を選択することで特定調達物品等とみなすこととする。

表１ ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考　１ 粒子状物質については，排出がないとみなされる程度であること。

２ 「軽量貨物車」とは，車両総重量1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

３ 「中量貨物車」とは，車両総重量1.7t 超3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

４ 「軽貨物車」とは，貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表２　ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が 1,311kg以上 1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が 1,421kg以上 1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が 1,531kg以上 1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が 1,651kg以上 1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が 1,761kg以上 1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が 1,871kg以上 1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が 1,991kg以上 2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が 2,101kg以上 2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が 2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

備考　「車両重量」とは，道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表３ 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表４　ガソリン小型貨物車に係るJC08 モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造Ａ	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.6km/L以上
		856 kg以上		18.9km/L以上
	手動式	741kg 未満	構造Ｂ	18.2km/L以上
		741kg 以上　856 kg未満		18.0km/L以上
		856kg 以上　971 kg未満		17.2km/L 以上
		971kg 以上		16.4km/L 以上
	手動式以外のもの	741kg 未満		16.4km/L 以上
		741kg 以上　856 kg未満		16.0km/L 以上
		856kg 以上　971 kg未満		15.4km/L 以上
		971 kg 以上		14.7km/L 以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg 未満		18.5km/L 以上
		1,081kg 以上		17.1km/L 以上
	手動式以外のもの	1,081kg 未満		17.4km/L 以上
		1,081kg 以上 1,196 kg未満		15.8km/L 以上
		1,196kg 以上		14.7km/L 以上
中量貨物車	手動式		構造Ａ	14.2km/L 以上
	手動式以外のもの	1,311kg 未満		13.3km/L 以上
		1,311kg 以上		12.7km/L 以上
	手動式	1,311kg 未満	構造Ｂ１	11.9km/L 以上
			構造Ｂ２	11.2km/L 以上
		1,311kg 以上 1,421 kg未満	構造Ｂ１	10.6km/L 以上
			構造Ｂ２	10.2km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531 kg未満	構造Ｂ１	10.3km/L 以上
			構造Ｂ２	9.9km/L 以上
	手動式	1,531kg 以上 1,651 kg未満	構造Ｂ１	10.0km/L 以上
			構造Ｂ２	9.7km/L 以上
		1,651kg 以上 1,761 kg未満	構造Ｂ１	9.8km/L 以上
			構造Ｂ２	9.3km/L 以上
		1,761kg 以上	構造Ｂ１	9.7km/L 以上
			構造Ｂ２	8.9km/L 以上
	手動式以外のもの	1,311kg 未満	構造Ｂ１	10.9km/L 以上
			構造Ｂ２	10.5km/L 以上
		1,311kg 以上 1,421 kg未満	構造Ｂ１	9.8km/L 以上
			構造Ｂ２	9.7km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531 kg未満	構造Ｂ１	9.6km/L 以上
			構造Ｂ２	8.9km/L 以上
		1,531kg 以上 1,651 kg未満	構造Ｂ１	9.4km/L 以上
			構造Ｂ２	8.6km/L 以上
		1,651kg 未満	構造Ｂ２	7.9km/L 以上
		1,651kg 以上　1,761 kg未満	構造Ｂ１	9.1km/L 以上
		1,761kg 以上　1,871 kg未満		8.8km/L 以上
		1,871kg 以上		8.5km/L 以上

備考　１「構造A」とは，次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3 以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており，当該車室と車体外とを固定された屋根，窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２「構造B」とは，構造A 以外の構造をいう。以下同じ。

３「構造B1」とは，構造B のうち備考１イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

４「構造B2」とは，構造B のうち構造B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表５　ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手　動　式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手　動　式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上　971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上　971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手　動　式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表６　路線バス，一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が 3.5t 超 6t 以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t 超 8t 以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上

車両総重量が16t超	4.23km/L以上	3.57km/L以上

備考　1　「路線バス」とは，乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって，高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2　「一般バス」とは，乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって，路線バス以外の自動車をいう。

表７　トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準量
車両総重量が3.5ｔ超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/Ｌ以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表８　トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表９　ＬＰガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両重量が　703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表10　ＬＰガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造Ａ	15.8km/L以上
			構造Ｂ	13.3km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	14.1km/L以上
			構造Ｂ	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造Ａ	14.8km/L以上
			構造Ｂ	12.7km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	12.9km/L以上
			構造Ｂ	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km/L以上
			構造Ｂ	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km/L以上
			構造Ｂ	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

（２）ETC 対応車載器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 　ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し，自動車に取り付け，有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（３）カーナビゲーションシステム

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 　走行中の自動車の運転者に対して，次に示す情報を，車載の画面に表示あるいは音声により案内して，知らせる機能が搭載されていること。 　１　走行中の自動車の現在位置・進行方向 　２　周辺の道路交通状況に関する現在情報	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（４）乗用車用タイヤ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 １　転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ２　スパイクタイヤでないこと。 **【配慮事項】** １　製品の長寿命化に配慮されていること。 ２　走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ３　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ４　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	①　P10のフローのうち，②及び④を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。 （低燃費タイヤ統一マーク）

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は，JIS D 4202 に規定する市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって，自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
　　　２「転がり抵抗係数」の試験方法は，JIS D 4234 による。
　　　３　判断の基準１については，EU 規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
　　　４　判断の基準２は，スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し，もって国民の健康を保護するとともに，生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

（５）再生タイヤ（自動車専用タイヤ更生）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 　次のいずれかの要件を満たすこと １　第一寿命を摩耗終了した自動車用専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に，路面部のゴムを張り替えて機能を復元し，再生タイヤとして第二寿命における使用を可能にしたものであること。 ２　再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能なものであること。 **【配慮事項】** １　ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ２　走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ３　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	①　P10 のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の「タイヤ」とは，JIS D 4202 に規定するタイヤの種類のうち「小形トラック用タイヤ」「トラック及バス用タイヤ」又は JIS D 6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。
　　　２　JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは，判断の基準１を満たす。

14　消火器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

15　制服・作業服等

（１）制服・作業服・帽子

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
制服・作業服	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい PETボトル再利用品 エコ・ユニフォーム　日本被服工業組合連合会 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。
帽子	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（２）作業手袋

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品又はポストコンシューマ材料のみを使用した認定品は判断の基準に適合する。

16　インテリア・寝装寝具

（１）カーテン等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
カーテン 布製ブラインド 金属製 ブラインド	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（２）カーペット

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品
ニードルパンチカーペット	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品

（３）毛布等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
毛布	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。
ふとん	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（４）ベッドフレーム・マットレス

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
ベッドフレーム	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
マットレス	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※フェルト部分の全てが未利用繊維または反毛繊維を使用した認定品は判断の基準に適合する。

17　その他繊維製品

（１）集会用テント・ブルーシート

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
集会用テント	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。
ブルーシート	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生ポリエチレン繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（２）防球ネット

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維又は再生ポリエチレン繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（３）旗・のぼり・幕類

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
旗 のぼり 幕	国の規定に準じる。 <参照URL> http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい　PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（４）モップ

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
モップ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい PETボトル再利用品 ※エコマーク認定商品のうち，未利用繊維又は反毛繊維を使用した認定品（いずれも25%以上使用した製品）及びリサイクル繊維（再生PET繊維，ケミカルリサイクル繊維等）を使用した認定品は判断の基準に適合する。

備考　２　「再生プラスチック」とは，使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「未利用繊維」とは，紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

４　「リサイクル繊維」とは，反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「反毛繊維」とは，衣類等の製造時に発生する裁断屑，廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

18　役務

（１）自動車整備

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され，磨耗又は劣化した構成部品を交換，再組み立て，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）が使用されていること。 ２　エンジン洗浄を実施する場合にあっては，次の要件を満たすこと。 ア　大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素)がエンジン洗浄実施前後において，20％以上削減されること。 なお，エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については，大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において，炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が，表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ　エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し，通常必要となる整備が適切に実施されており，かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合，無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 **【配慮事項】** １　エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また，エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに，当該情報が開示されていること。 ２　ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ３　自動車整備に当たって，使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め，環境負荷低減に配慮されていること。 ４　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準１は，定期点検整備のほか，故障，事故等による自動車修理等を行うために，自動車整備事業者等に発注する役務であって，部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
２　本項における「自動車」とは，普通自動車，小型自動車及び軽自動車（但し，二輪車は除く。）をいう。
３　部品の種類により，商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては，新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。ただし，これを特定調達物品等としてみなすものではない。
４　本項の判断の基準２の対象とする「エンジン洗浄」は，炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって，表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
５　本項の判断の基準２については，ガソリンを燃料とする普通自動車，小型自動車及び軽自動車（２サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
６　本項の判断の基準２イのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は，大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和 49 年１月 21 日環境庁告示第１号）による。
７　エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については，対応を図る体制が確保されていること。

表　エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO)	単価水素（HC)
普通自動車，小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

（注意事項）
部品交換を伴う自動車整備を発注する場合には，次頁に掲載されている「自動車リサイクル部品の積極的な使用についてのお願い」をコピーの上，必ず配付すること。

自動車整備事業者の皆様へ

自動車リサイクル部品の積極的な使用についてのお願い

宮城県では，事務事業に必要な物品及びサービスの調達に当たって，環境に配慮したものを優先的に調達する「グリーン購入」に努めています。

つきましては，**宮城県が発注した自動車（普通自動車，小型自動車及び軽自動車）の定期点検整備や，故障・事故等による自動車修理等を行うにあたり，部品交換が必要な場合には，自動車リサイクル部品の積極的な利用をお願いします。**

なお，商品のないもの又は適時での入手が困難な場合は，この限りではありません。

自動車リサイクル部品とは…

①リユース部品（使用済自動車から取り外され，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）

②リビルド部品（使用済自動車から取り外され，摩耗又は劣化した構成部品を交換，再組み立て，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）

宮 城 県

（２）クリーニング

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ２　ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 **【配慮事項】** １　揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ２　ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ３　事業所，営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに，当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ４　可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ５　包装材（ポリ包装資材，袋等）の削減に努めていること。 ６　省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ７　ドレンの回収及び再利用により，省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は，クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし，毛布，ふとん，モップ等，他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合，調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

２　「ドレン」とは，蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

３　「エコドライブ」とは，エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考）
- ア　ふんわりアクセル『ｅスタート』
- イ　車間距離にゆとりをもって，加速・減速の少ない運転
- ウ　減速時は早めにアクセルを離そう
- エ　エアコンの使用は適切に
- オ　ムダなアイドリングはやめよう
- カ　渋滞を避け，余裕をもって出発しよう
- キ　タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ク　不要な荷物はおろそう
- ケ　走行の妨げとなる駐車はやめよう
- コ　自分の燃費を把握しよう

４　「エコドライブを推進するための措置」とは，次の要件を満たすことをいう。
- ア　エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ　エコドライブに係る責任者の設置，マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
- ウ　エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し，エネルギーの使用の管理を行うこと。なお，その際は，車両の運行記録を用いることが望ましい。

５　「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは，次の要件を満たすことをいう。
- ア　回収が適切に行われるよう，ユーザに対し回収に関する情報（回収方法，回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- イ　回収されたハンガーを洗浄し，再使用すること。
- ウ　回収されたプラスチックハンガーについて，再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

６　「低燃費・低公害車」とは，本計画に示した「11　自動車等」を対象とする。

７　本項の判断基準の１については，わが社のｅ行動宣言のエコドライブ宣言（選択項目 11 番）の登録等による，積極的な取り組みを推奨するものである。

参考 URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/e-koudou-sengen-top.html

（３）飲料自動販売機設置

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ２　冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ３　表２に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また，環境配慮設計の実施状況については，その内容がウエブサイト，環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ４　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ５　使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり，リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 **【配慮事項】** １　年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類，地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに，ウエブサイトにおいて公表されていること。 ２　屋内に設置される場合にあっては，夜間周囲に照明機器がなく，商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き，照明が常時消灯されていること。 ３　屋外に設置される場合にあっては，自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ４　カップ式飲料自動販売機にあっては，マイカップに対応可能であること。 ５　真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ６　自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに，容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ７　自動販売機の設置・回収，販売品の補充，容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する，配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ８　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ９　包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は，缶・ボトル飲料自動販売機，紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを設置する場合は，これに含まれないものとする。

ア　商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
イ　台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
ウ　車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
エ　電子冷却（ペルチェ冷却等）により，飲料（原料）を冷却しているもの

２　本項の判断の基準は，設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

３　判断の基準１については，災害対応自動販売機，ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち，当該機能を有することにより，消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

４　判断の基準２イについては，次のいずれかに該当する場合は，適用しないものとする。

ア　紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
イ　使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数140未満。該当する冷媒は二酸化炭素，炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等）

５　本項における「地球温暖化係数」とは，温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

６　判断の基準５における特定の化学物質の含有率基準値については，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

７　「エネルギー消費効率基準達成率」とは，判断の基準１で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

８　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。

ア　利用人数，販売量等を十分勘案し，必要な台数，適切な大きさの自動販売機を設置すること。
イ　設置場所（屋内・屋外，日向・日陰等）によって，エネルギー消費等の環境負荷が異なることから，可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
ウ　マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては，設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い，購入者への注意喚起を実施するとともに，衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し，商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	E=0.630Vb+1474
	B タイプ（商品そのものを視認し，商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	－		E=1020[T≦1500] E=0.293T+580[T>1500]

備考　１　「コールド専用機」とは，商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは，商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは，自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ，商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　E,V,Va,Vb 及び T は，次の数値を表すものとする。

E ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V ：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）

Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

T ：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値，冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については，「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「３エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目　　的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール，リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件，設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し，共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示，清掃・洗浄，与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

19　災害備蓄用品

（１）災害備蓄用品（飲料水）

品　目	判断の基準・配慮事項	選択方法
ペットボトル飲料水	**【判断の基準】** １　賞味期限が５年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** １　回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ２　容器（ボトル）については，可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ３　使用するボトル，ラベル・印刷，キャップ等については，使用後の再処理，再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は，災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

２　判断の基準２の原材料名については，梱包用外箱には適用しない。

３　各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり，流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。

５　各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。

６　各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

７　災害備蓄用の飲料水は，長期にわたって備蓄・保管することから，当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上，調達を行うこと。

８　使用するボトル，ラベル・印刷，キャップ等の環境配慮設計については，PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

（２）防災備蓄用品（食料）

品　目	判断の基準・配慮事項	選択方法
缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン	**【判断の基準】** １　賞味期限が５年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。
レトルト食品等	**【判断の基準】** １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　賞味期限が５年以上であること。 イ　賞味期限が３年以上であって，容器，付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	
栄養調整食品 フリーズドライ食品	**【判断の基準】** １　賞味期限が３年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「フリーズドライ食品」「レトルト食品」及び「栄養調整食品」は，災害備蓄用品として調達するものに限る。

２　「レトルト食品等」とは，気密性を有する容器に調製した食品を充填し，熱溶融により密封され，常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

３　「栄養調整食品」とは，通常の食品形態であって，ビタミン，ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

４　「缶詰」の判断基準１については，基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は，賞味期限が３年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお，当該期間については，市場動向を勘案しつつ，検討を実施することとする。
５　「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準１については，市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
６　判断の基準２の原材料名については，梱包用外箱には適用しない。
７　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
８　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するにあたって，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
９　各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
１０　災害備蓄用の飲料水は，長期にわたって備蓄・保管することから，当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上，調達を行うこと。

（３）一次電池

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　一次電池にあっては,表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ２　使用推奨期限が５年以上の製品使用であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包及び容器は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し,判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は,商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は，我が国における経常の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。
２　「最小平均持続時間」は，JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 に規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は，判断の基準１を満たす。
３　調整を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
４　調整を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
５　調整を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単１形（61.5mm･34.2mm）	1.5	520分	465分
	600mA(放電電流)	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間
	1.5	520分	465分
単２形（50.0mm･26.2mm）	3.9(携帯電灯条件)	800分	720分
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9(モーター使用機器・玩具)	14時間	12時間
単３形（50.5mm･14.5mm）	43	60時間	54時間
	3.9	5.0時間	4.5時間
	100mA(放電電流)	15時間	13.5時間
	250mA(放電電流)	5.0時間	4.5時間
	1000mA(放電電流)	220回	195回
	1,500mW 650mW	40回	36回
	24	33時間	29時間
	3.3	190分	170分
単４形（44.5mm･10.5mm）	5.1(携帯電灯条件)	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	5.1(モーター使用機器・玩具)	2.0時間	1.8時間
	75	44時間	39時間
	600mA(放電電流)	170回	150回
	100mA(放電電流)	7.0時間	6.3時間

（４） 非常用携帯燃料

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　品質保証期限が５年以上であること。 ２　名称，原材料名，内容量，品質保証期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包及び容器は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
２　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
３　調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

（５） 携帯発電機

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては，排出ガスが表１に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ　ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては，排出ガスが表２に示された基準値以下であること。 ２　騒音レベルが98デシベル以下であること。 ３　連続運転可能時間が３時間以上であること。ただし，カセットボンベ型のものにあっては１時間以上であること。 **【配慮事項】** １　燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ２　使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ３　製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ４　製品の長寿命化，部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ５　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は，発電機の定格出力が３kVA以下の発動発電機とする。
２　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成９年建設省告示第1537号）による。
３　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
４　調達を行う各機関は，発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC+NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考　排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考　排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

20　公共工事

品目及び判断の基準等

判断の基準
【判断の基準】 １　契約図書において，一定の環境負荷低減効果が認められる表－１に示す資材（材料，機材），建設機械，工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 ２　調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は優先的に調達すること。 **【配慮事項】** 資材（材料，機材）の梱包及び容器は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考１　義務付けに当たっては，工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。
２　宮城県グリーン認定製品の中には特定調達品目の判断の基準に適合しないものもあるが，当該製品の調達は特定調達物品とみなす。

表－１

●資材，建設機械，工法及び目的物の品目

品目分類	特定調達品目分類	特定調達品目名	資材等の判断基準	宮城県グリーン製品の有無
資　材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表－２	○
		土工用水砕スラグ		－
		銅スラグを用いたケーソン中詰材		－
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		－
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		－
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		－
		フェロニッケルスラグ骨材		－
		銅スラグ骨材		－
		電気炉酸化スラグ骨材		－
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物		○
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		－
		中温化アスファルト混合物		－
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		○
		再生骨材等		○
	小径丸太材	間伐材		－
	混合セメント	高炉セメント		－
		フライアッシュセメント		－
	セメント	エコセメント		－
	コンクリート及びコンクリート製品	透水生コンクリート		－
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		－
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		－
	塗料	下塗用塗料（重防食）		－
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		－
		高日射反射率塗料		－
	防水	高日射反射率防水		－
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		－
		再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）		－
	園芸資材	バークたい肥		○
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		○
	道路照明	環境配慮型道路照明		－

資　材	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	表－２	－
	タイル	陶磁器質タイル		－
	建具	断熱サッシ・ドア		－
	製材等	製材		－
		集成材		－
		合板		○
		単板積層材		○
	フローリング	フローリング		－
	再生木質ボード	パーティクルボード		○
		繊維板		－
		木質系セメント板		－
	ビニル系床材	ビニル系床材		－
	断熱材	断熱材		－
	照明機器	照明制御システム		－
	変圧器	変圧器		－
	空調用機器	吸収冷温水機		－
		氷蓄熱式空調機器		－
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		－
		送風機		－
		ポンプ		－
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		○
	衛生器具	自動水栓		－
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		－
		洋風便器		－
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		－
		合板型枠		○
	設備	太陽光発電システム（公共・産業用）		－
		太陽熱利用システム（公共・産業用）		－
		燃料電池		－
		生ごみ処理機		－
		節水機器		－
		日射調整フィルム		－
		排出ガス対策型建設機械		－
建設機械		低騒音型建設機械	表－３	－
		排出ガス対策型建設機械		
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表－４	
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
	舗装（表層）	路上表層再生工法		
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	舗装	排水性舗装	表－５	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表－２【資　材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	**【判断の基準】** １　建設汚泥から再生された処理土であること。 ２　重金属等有害物質の含有及び溶出については，土壌汚染対策法（平成 14 年５月 29 日法律第 53 号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月 23 日環境庁告示第 46 号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	**【判断の基準】** 天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	**【判断の基準】** ケーソン中詰め材として，天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	**【判断の基準】** ケーソン中詰め材として，天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	**【判断の基準】** サンドコンパクションパイル工法において，天然砂（海砂，山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	**【判断の基準】** 天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考　「高炉スラグ骨材」については，JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	**【判断の基準】** 天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

備考　「フェロニッケルスラグ骨材」については，JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	**【判断の基準】** 天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考　「銅スラグ骨材」については，JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	**【判断の基準】** 天然砂（海砂，山砂），天然砂利，砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考　「電気炉酸化スラグ骨材」については，JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は，本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	**【判断の基準】** アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	**【判断の基準】** 加熱アスファルト混合物の骨材として，道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考　「道路用鉄鋼スラグ」については，JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は，本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	**【判断の基準】** 加熱アスファルト混合物において，調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考　「中温化アスファルト混合物」については，アスファルト舗装の表層・基層材料として，その使用を推進する。ただし，当面の間，新規骨材を用いることとする。また，ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	**【判断の基準】** 路盤材として，道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考　「道路用鉄鋼スラグ」については，JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は，本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	**【判断の基準】** コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

備考　「再生骨材等」とは，県内一円で調整可能となっている再生粗骨材をいう。

小径丸太材	間伐材	**【判断の基準】** 1　間伐材または被災した木材であって，有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 2　1の木材においては，県産材（みやぎ材）を優先すること。加工を行わない場合は，県内の森林から生産された木材を優先すること。

備考　県産材（みやぎ材）とは，宮城県内の森林から生産された木材を，原則として県内の製材施設等において加工された製品をいう。

混合セメント	高炉セメント	**【判断の基準】** 高炉セメントであって，原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考　「高炉セメント」については，JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は，本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	**【判断の基準】** フライアッシュセメントであって，原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考　「フライアッシュセメント」については，JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は，本基準を満たす。

セメント	エコセメント	**【判断の基準】** 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって，製品１トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考　1　「エコセメント」は，高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
　　　2　「エコセメント」については，JIS R 5214に適合する資材は，本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	**【判断の基準】** 透水係数 1×10^{-2}cm/sec以上であること。

備考　1　「透水性コンクリート」は，雨水を浸透させる必要がある場合に，高強度を必要としない部分において使用するものとする。
　　　2　「透水性コンクリート」については，JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品　付属書B舗装・境界ブロック類　推奨仕様B-1　平版）で規定される透水性平版に適合する資材は，本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	**【判断の基準】** 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ，結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種　類 転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む） 電気炉酸化スラグ **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	**【判断の基準】** 吹付けコンクリートであって，1m^3当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	**【判断の基準】** 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	**【判断の基準】** 水性型の路面標示用塗料であって，揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が５%以下であること。
	高日射反射率塗料	**【判断の基準】** １　近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ２　近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は，日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり，建物の屋上・屋根等において，金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
２　近赤外波長域日射反射率，明度L*値，日射反射率保持率の測定及び算出方法は，JIS K 5675による。
３　日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから，平成27年度までは経過措置を設けることとし，この期間においては，当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。
４　「高日射反射率塗料」については，JIS K 5675に適合する資材は，本基準を満たす。

表　近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率防水	**【判断の基準】** 近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は，日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり，建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
２　日射反射率の求め方は，JIS K 5602に準じる。

<table>
<tr><td rowspan="2">舗装材</td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</td><td>
【判断の基準】
１　原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い，焼成されたものであること。
２　再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
３　土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い，製品又は使用している再生材料の焼成品を２mm以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
【配慮事項】
　土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）に関する規定に従い，製品又は使用している再生材料の焼成品を２mm以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td><td>
【判断の基準】
１　原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
２　再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。なお，透水性確保のために，粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は，再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
３　再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考　判断の基準３については，JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 以下の基準を満たすこと。 ・ 有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・ 炭素窒素比［C/N比］ 35以下 ・ 陽イオン交換容量［CEC］（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量［N］(現物) 0.5%以上 ・ りん酸全量［P２0５］(現物) 0.2%以上 ・ 加里全量［K２0］(現物) 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 以下の基準を満たし，下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し，かつ，無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん，動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を活用していること。 ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比［C/N］比 20以下 ・ｐH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量［N］（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量[P２0５](現物) 1.0%以上 ・ アルカリ分(現物) 15%以下（ただし，土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考 １ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には，土壌改良資材として使用される場合も含む。

２ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」は，肥料取締法第３条及び第 25 条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和 61 年２月 22 日農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって，水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ，適切な光源を選択すること。
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考 １ 「再生プラスチック」とは，使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

２ 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については，JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は，本基準を満たす。

<table>
<tr>
<td>タイル</td>
<td>陶磁器質タイル</td>
<td>
【判断の基準】
1　原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として，同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
2　再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されていること。ただし，再生材料の重量の算定において，通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
3　土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）の規定に従い，製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
【配慮事項】
　土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）に関する規定に従い，製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて，重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>廃プラスチック</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ゴム</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>建具</td>
<td>断熱サッシ・ドア</td>
<td>
【判断の基準】
　建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって，次のいずれかに該当すること。
　1　複層ガラスを用いたサッシであること。
　2　二重サッシであること。
　3　断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。
【配慮事項】
　サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。
</td>
</tr>
</table>

製材等	製材	【判断の基準】 １　間伐材，林地残材，小径木または被災した木材であること。 ２　１以外の場合は，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ３　１，２の木材については，県産材（みやぎ材）を優先すること。 【配慮事項】 原料として使用される原木（間伐材，林地残材，小径木及び被災した木材を除く。）は，持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 １　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材，小径木または被災した木材の体積比割合が10%以上であり，かつ，それ以外の原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ２　１以外の場合は，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材，小径木または被災した木材以外の木材にあっては，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ３　１，２の木材については，県産材（みやぎ材）を優先すること。 ４　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材，小径木または被災した木材以外の木材にあっては,持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は，建築の木工事において使用されるものとする。
２　「製材等」の判断の基準の２は，機能的又は需給上の制約がある場合とする。
３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は，日本農林規格による。
４　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月 15 日）」に準拠して行うものとする。
ただし，平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
５　県産材（みやぎ材）とは，宮城県内の森林から生産された木材を，原則として県内の製材施設等において加工された製品をいう。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 １　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材，小径木または被災した木材等を使用していること，かつ，それ以外の原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ２　１以外の場合は，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ３　１，２の木材については，県産材（みやぎ材）を優先すること。 ４　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材，小径木及び被災した木材以外の木材にあっては，持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考　１　本項の判断の基準の対象は，建築の木工事において使用されるものとする。
２　判断の基準の２は，機能的又は需給上の制約がある場合とする。
３　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は，日本農林規格による。
４　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月 15 日）」に準拠して行うものとする。
ただし，平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
５　県産材（みやぎ材）とは，宮城県内の森林から生産された木材を，原則として県内の製材施設等において加工された製品をいう。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	【判断の基準】 1　合板・製材工場から発生する端材等の残材，建築解体木材，使用済梱包材，製紙未利用低質チップ，林地残材・かん木・小径木・被災した木材（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合，再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤，混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤，木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに，重量比配合率を計算することができるものとする。） 2　合板・製材工場から発生する端材等の残材，建築解体木材，使用済梱包材，製紙未利用低質チップ，林地残材・かん木及び小径木・被災した木材（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 3　１及び２の木材については，県産材（みやぎ材）を優先すること。 4　居室の内装材にあっては，ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/Ｌ以下かつ最大値で0.4mg/Ｌ以下であること。 【配慮事項】 合板・製材工場から発生する端材等の残材，建築解体木材，使用済梱包材，製紙未利用低質チップ，林地残材・かん木及び小径木・被災した木材（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては，原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考　1　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は，JIS A 1460による。
2　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし，平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
3　県産材（みやぎ材）とは，宮城県内の森林から生産された木材を，原則として県内の製材施設等において加工された製品をいう。
4　「パーティクルボード」及び「繊維板」については，判断の基準４について，JIS A 5908及びA5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は，本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 工事施工時に発生する端材の回収，再生利用システムについて配慮されていること。

備考　JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては，本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって，次の要件を満たすものとする。 １　フロン類が使用されていないこと。 ２　再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 押出法ポリスチレンフォーム断熱材，グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については，可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考　１「フロン類」とは，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
２「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は，「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年12月経済産業省告示第270号）による。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 連続調光可能なHf蛍光灯器具，LED照明及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので，初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考　本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は，定格一次電圧が600Ｖを超え，7000Ｖ以下のものであって，かつ，交流の電路に使用されるものに限り，次のいずれかに該当するものは，これに含まれないものとする。
ア　絶縁材料としてガスを使用するもの
イ　Ｈ種絶縁材料を使用するもの
ウ　スコット結線変圧器
エ　３以上の巻線を有するもの
オ　柱上変圧器
カ　単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
キ　三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
ク　樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
ケ　定格二次電圧が100Ｖ未満のもの又は600Ｖを超えるもの
コ　風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA超	$E=19.4S^{0.737}$

備考　１　「油入変圧器」とは，絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
２　「モールド変圧器」とは，樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
３　Ｅ及びＳは，次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）
Ｓ：定格容量（単位：kVA）
４　表の規定は，JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において，表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は，それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
５　エネルギー消費効率の算定法については，「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく経済産業省告示第71号（平成24年３月30日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考　1　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は，冷凍能力が25kW以上のものとする。
　　　2　吸収冷温水機の成績係数の算出方法は，JIS B 8622による。

表　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 1　氷蓄熱槽を有していること。 2　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 3　冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

備考　1　「氷蓄熱式空調機器」とは，氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
　　　2　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は，氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
　　　3　成績係数の算出方法は，以下の算定式により，昼間熱源機運転時間は10時間とする。
　　　　ア　蓄熱ユニット
　　　　　成績係数＝定格日量冷却能力（kW・h）／定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）
　　　　イ　氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー
　　　　　成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率
　　　4　「非蓄熱形相当冷却能力」とは，冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として，この時のピーク負荷熱量をいう。
　　　5　「定格蓄熱利用冷房能力」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で，主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1　温度条件　　　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	―
	定格冷房蓄熱	―	―	25	―

　　　6　「定格日量冷却能力」とは，蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と，昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して，冷水出口温度7℃で，二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
　　　7　「定格蓄熱消費電力量」とは，別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2　温度条件　　　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	―
	定格冷却蓄熱	25	―

　　　8　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは，別表2に規定された定格冷却温度条件で，熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
　　　9　「日量蓄熱利用冷房効率」とは，日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
　　　10　「日量蓄熱利用冷房能力」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で，最大10時間蓄熱運転した後，別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で，蓄熱利用冷房時間，蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
　　　11　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは，氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で，最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力，及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で，蓄熱利用冷房時間，蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 1　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 2　成績係数が表１又は表２に示された区分の数値以上であること。
	送風機	【判断の基準】 プレミアム効率のモータが使用されていること。
	ポンプ	【判断の基準】 プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考　1　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は，定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。
2　プレミアム効率のモータは，JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。
3　「送風機」の適用範囲は，定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし，電動機直動式及び排煙機は除く。
4　「ポンプ」の適用範囲は，定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち，軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

表１　JIS 適合機種

区　　分	期間成績係数（APF）
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

期間成績係数（APF)の算出方法は，JIS B 8627-1 による。

表２　JIS 適合外機種

区　　分	一次エネルギー換算成績係数（COP）
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

備考　1　一次エネルギー換算成績係数の算出方法については，次式による。また，定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては，それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。
COP=（Cc/（Egc+Eec）+Ch/（Egh+Eeh））/2
COP:一次エネルギー換算成績係数
Cc :冷房標準能力（単位:kW）
Egc:冷房ガス消費量（単位:kW）
Eec:冷房消費電力（単位:kW）を 1kWh につき 9,760kJ として１次エネルギーに換算した値（単位:kW）
Ch :暖房標準能力（単位:kW）
Egh:暖房ガス消費量（単位:kW）
Eeh:暖房消費電力（単位:kW）を 1kWh につき 9,760kJ として１次エネルギーに換算した値（単位:kW）
2　冷房標準能力，冷房ガス消費量，暖房標準能力及び暖房ガス消費量については，JIS B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。
3　冷房消費電力，暖房消費電力については，室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって，使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として，その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 製品使用後に回収され，再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考　1　判断の基準は，敷地内の排水設備で，屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
2「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は，JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表　重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

備考　1　三層管は，JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
2　単層管は，使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき，かつ書面にて確認できるもの），及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	**【判断の基準】** 　電気的制御により，水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し，手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	**【判断の基準】** 　洗浄水量が4L/回以下であり，また，使用状況により，洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	**【判断の基準】** 　洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考　自動水栓の判断の基準は，公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし，止水の際，手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	**【判断の基準】** 　再生材料を使用した型枠については，再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は，それらの材料の合計）使用されており，使用後の再リサイクルが行われていること。 　別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ **【配慮事項】** 　再生材料を使用した型枠については，通常品と同等の施工性及び経済性（材料費，転用回数，回収費，再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。

備考　1　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
　　　2　再生材料として再生プラスチックを用いる場合，「再生プラスチック」とは，使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	**【判断の基準】** 　型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 1　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり，かつ，それ以外の原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 2　１以外の場合は，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材及び小径木以外の木材にあっては，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 3　１，２の木材については，県産材（みやぎ材）を優先すること。 【配慮事項】 　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の残材，林地残材及び小径木以外の木材にあっては，持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考　1 本項の判断の基準２は，機能的又は需給上の制約がある場合とする。
　　2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，合板型枠の板面において，備考３に示す内容が表示されていることを確認すること。
　　3　合板型枠の板面には，次の内容を表示することとする。なお，当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠したものとする。
　　ア．本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
　　イ．認定・認証番号，認定団体名等
　　なお，合板型枠の板面の表示は，各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし，表面加工コンクリート型枠用合板であって，コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し，板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
　　4　本項の判断の基準１および２の適用については，平成 27 年度までは経過措置を設けることとし，この期間においては，原則，当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが，備考３の表示のない合板型枠については，当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。
　　5　県産材（みやぎ材）とは，宮城県内の森林から生産された木材を，原則として県内の製材施設等において加工された製品をいう。

設備	太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 1　太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表－１に示された区分ごとの基準変換率を下回らないこと。 2　太陽電池モジュール及び付属機器について，表－２に示された項目について，情報が開示され容易に確認できること。 3　発電電力量等が確認できるものであること。 4　太陽電池モジュールの出力については，公称最大出力の 80%以上を最低 10 時間維持できるように設計・製造されていること。 5　パワーコンディショナについては，定格負荷効率及び２分の１負荷時の部分負荷効率について，出荷時の効率の90%以上を５年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 6　太陽電池モジュールについては，エネルギーペイバックタイムが３年以内であること。 【配慮事項】 1　修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている，又は，分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 2　システムの導入に当たり，来庁者の多い施設等に設置するものにあっては，可能な限り発電電力量等を表示するなど，来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムとすること。 3　特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には，二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 4　太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では，アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 5　鉛はんだを使用していないこと。
	太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 1　日射量が 20,930kJ/(㎡･日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が 10K である時，集熱量が 8,372 kJ/(㎡・日)以上であること。 2　集熱器及び付属機器について，表２に示された項目が，ウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 1　修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている，又は，分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 2　集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 3　太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では，アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 4　鉛はんだを使用していないこと。

備考　1　本項の判断の基準を対象とする「太陽光発電システム」は，商用電源の代替として，10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2　本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は，給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして，太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3　「太陽電池モジュールセル実効変換効率」とは，JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に，モジュール化後のセル実効変換効率をいい，次式により算出する。

・セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）
・太陽電池セルの合計面積＝１セルの全面積×１モジュールのセル数
・放射照度＝1000W/㎡

１セル全面積には，セル内の非発電部を含む。ただし，シリコン薄膜系，化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

4　「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

5　「集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。

6　太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

7　調達を行う各機関は，調達に際し次の事項に十分留意すること。

ア　発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため，物品の調達時に確認した表１又は２の設置報告項目の情報を，当該設備　　を廃棄するまで管理・保管すること。

イ　調達にあたって，発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し，設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ　太陽光発電システムの導入にあたっては，太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお，薄膜系太陽電池にあっては，設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等，環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ　太陽熱利用システムの導入にあたっては，現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ　調達にあたっては，設置事業者に設置要領の詳細を提出させ，収まり等を確認するとともに，当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を，設置事業者を通じ把握すること。

表１　太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表２　太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	JIS C 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ，太陽電池及びパワーコンディショナ　の損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響，日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電　量の下がり方の対応について，具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件，地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具　体的に記載）
		その他（配線，受光面の汚れによる損失等，具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式，定格容量，出力電気方式，周波数，系統連結方式等
	接続箱	形式等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無，（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲，内容
	修理	範囲，内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法，廃棄時の注意事項等
	保証体制	保証履行期限等

表３　太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ，集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱効率40%が得られない条件及び要因	影の影響，日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について，具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件，地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線，受光面の汚れによる損失等，具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法，廃棄時の注意事項等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲，内容），保証履行期限等

設備	燃料電池	**【判断の基準】** 　商用電源の代替として，燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ，電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 **【配慮事項】** 　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
	生ゴミ処理機	**【判断の基準】** 　バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 **【配慮事項】** １　分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ２　使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ３　処理後の生成物は，肥料化，飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
	節水機器	**【判断の基準】** ＜共通事項＞ 　電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞ １　節水コマにあっては，次の要件を満たすこと。 　ア　ハンドルを 120°に開いた場合に，普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 　イ　ハンドル全開にした場合に，普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ２　定流量弁にあっては，水圧 0.1MPa 以上，0.7MPa 以下の各水圧において，ハンドル開度全開の場合，適正吐水流量は５～８リットル/分であること。 ３　泡沫キャップにあっては，次の要件を満たすこと。 　ア　水圧 0.1MPa 以上，0.7MPa 以下の各水圧において，ハンドル（レバー）開度全開の場合，適正吐水流量が，泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 　イ　水圧0.1MPa，ハンドル（レバー）全開において５リットル/分以上の吐水流量であること。 **【配慮事項】** １　取替用のコマにあっては，既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ２　使用用途における従前どおりの使用感であること。 ３　吐水口装着型にあっては，単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

備考　１　「節水コマ」とは，給水栓において，節水を目的として製作したコマをいう。なお，普通コマを組み込んだ給水栓に比べ，節水コマを組み込んだ水栓は，ハンドル開度が同じ場合，吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　本項の判断の基準の対象となる「節水コマ」は，呼び径 13㎜の水用単水栓に使用されるものであって，弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして，該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

３　節水コマの吐水流量の試験方法は，JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また，JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は，判断の基準＜個別事項＞１を満たす。

４　「定流量弁」とは，弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず，常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお，一般に流量設定が可変のものは流量調整弁，流量設定が固定式のものを定流量弁という。

５　本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は，手洗い，洗顔又は食器洗浄に用いるものであって，次の要件を満たすものとする。

ア　ある吐水量より多く吐水されないよう，該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ　設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また，定流量弁１個は，水栓１個に対応すること。

ウ　水量的に用途に応じた設置ができるよう，用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

６　本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は，水流にエアーを混入することにより，節水が図れるキャップとする。

設備	日射調整フィルム	【判断の基準】 1　遮蔽係数は0.7未満，かつ可視光線透過率は10%以上であること。 2　熱貫流率5.9W/（㎡・K）未満であること。 3　日射調整性能について，適切な耐候性が確認されていること。 4　貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 5　上記１から４について，ウエブサイト等により容易に確認できること，又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 6　フィルムの貼付について，適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 隠蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考　1　「日射調整フィルム」とは，建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって，室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
2　遮蔽係数，可視光線透過率，熱貫流率の計測方法は，JIS A 5759 による。
3　判断の基準１において，可視光線透過率が70%以上の場合は，遮蔽係数は0.8未満とする。
4　日射調整性能の「耐候性」の確認とは，JIS A 5759 に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し，遮蔽係数の変化が判断の基準１に示されたものから±0.10の範囲であること。
5　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは，輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで，冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
6　調達を行う各機関は，次の事項に留意すること。
ア　ガラスの熱割れ等を考慮し，「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
イ　電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は，電波遮蔽による影響について考慮すること。
ウ　著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には，周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
エ　照明効率及び採光性を考慮する場合は，可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

表－３【建設機械】

品目名	判断の基準等
排出ガス対策型建設機械	（以下参照）

【判断の基準】

別表１及び別表２に掲げる建設機械について，搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が，それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械

機　　種	摘　　　　要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下，大型ブレーカを装着したものを含む
ホイールローダ･クローラローダ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下，ただし，有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下，ただし，有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

別表２　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　　　要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下

第２次基準値

対象物質（単位）／出力区分	HC (g/kW･h)	NOx (g/kW･h)	CO (g/kW･h)	PM (g/kW･h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

備考　１　測定方法は，別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。

２　トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

別表３及び別表４に掲げる建設機械について，搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が，それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械

機　　種	摘　　　　要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下（40.8PS 以上 353PS 以下）
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下（40.8PS 以上 353PS 以下）

別表４　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　　　要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下），可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下），可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下），基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下），ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下），ラフテレーンクレーン

第１次基準値

対象物質（単位）／出力区分	HC (g/kW･h)	Nox (g/kW･h)	CO (g/kW･h)	黒煙 (%)
7.5kW 以上 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW 以上 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 以下	1.3	9.2	5	50

備考　１　測定方法は，別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年 10 月８日付建設省経機発第 249 号）による。

２　トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

備考　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において，規制対象となる建設機械を使用する際は，同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建建設機械

【判断の基準】

建設機械の騒音の測定値が別表５に掲げる値以下のものであること。

別表５

機種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)
ブルドーザー	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	102 105 105
バックホウ	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ＜206 206≦Ｐ	99 104 106 106
ドラグライン クラムシェル	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ＜206 206≦Ｐ	100 104 107 107
トラクターショベル	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	102 104 107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ＜206 206≦Ｐ	100 103 107 107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	98 102 104
アースオーガー	Ｐ＜55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	100 104 107
オールケーシング掘削機	Ｐ＜ 55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ＜206 206≦Ｐ	100 104 105 107
アースドリル	Ｐ＜55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	100 104 107
さく岩機(コンクリートブレーカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	Ｐ＜55 55≦Ｐ	101 104
コンクリートポンプ（車）	Ｐ＜55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	100 103 107
コンクリート圧砕機	Ｐ＜55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ＜206 206≦Ｐ	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー	Ｐ＜55 55≦Ｐ＜103 103≦Ｐ	101 105 107
空気圧縮機	Ｐ＜55 55≦Ｐ	101 105
発動発電機	Ｐ＜55 55≦Ｐ	98 102

表－４【工　法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	**【判断の基準】** 　施工現場で発生する粘性土等の低品質土を，当該現場内において利用することにより，建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	**【判断の基準】** １　施工現場で発生する建設汚泥を，再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ２　重金属等有害物質の含有及び溶出については，土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	**【判断の基準】** 　施工現場で発生するコンクリート塊を，現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	**【判断の基準】** 　既設アスファルト舗装の表層を粉砕し，必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え，混合して締め固め，現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	**【判断の基準】** 　既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し，安定処理を施し，現位置で路盤を再生する工法であること。

備考　アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	**【判断の基準】** 　施工現場における伐採材や建設発生土を，当該施工現場において有効利用する工法であること。 　ただし，伐採材及び建設発生土を合算した使用量は，現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	**【判断の基準】** セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより，施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考　本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は，仮設工事において使用するものとする。

表－５【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	**【判断の基準】** 　雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考　道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	透水性舗装	**【判断の基準】** 　雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考　雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
屋上緑化	屋上緑化	**【判断の基準】** １　植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ２　ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 **【配慮事項】** １　屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ２　灌水への雨水利用に配慮するとともに，植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考　建物の屋上等において設置するものとする。